

【許可・届出共通】

令和 年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

(あて先) 東京都板橋区保健所長 殿

營業許可申請書・營業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 ☐ ）

申請者・届出者情報

郵便番号：

電話番号：

FAX番号：

電子メールアドレス：

法人番号：

申請者・届出者住所

※法人にあつては、所在地

(ふりがな)

(生年月日)

申請者・届出者氏名

※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名

年

月

日生

営業施設情報

郵便番号：

電話番号：

FAX番号：

電子メールアドレス：

施設の所在地

東京都板橋区

(ふりがな)

施設の名称、屋号又は商号

(ふりがな)

資格の種類

食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥

食品衛生責任者の氏名

※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。

受講した講習会

都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む。）

講習会名称

年

月

日

主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装

自由記載

自動販売機の型番

業態

HACCPの取組

※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。
ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。
☐ HACCPに基づく衛生管理
☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

じ業
た種
情に
報応

指定成分等含有食品を取り扱う施設

☐

輸出食品取扱施設

※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

☐

営業届出

営 業 の 形 態

備考

1

2

3

担当者

(ふりがな)

電話番号

担当者氏名

	保 健 所 収 受 印	料 金 収 納 済 印	手 数 料 印

(注) 申請者及び届出者の氏名(法人の場合は法人の名称・所在地・代表者の氏名・電話番号)・施設の所在地・施設の電話番号・施設の名称は区に対する閲覧申請に基づき開示されます。

【許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係			該当には ☒		
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。			☐		
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。			☐		
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの			☐		
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別		☐ ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） ☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング			
	(ふりがな)		資格の種類			
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受講した講習会	講習会名称	年 月 日	
	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合			
	① 水道水（ ☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道） ② ☐ ①以外の飲用に適する水					
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設		☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設		☐
	ふぐの処理を行う施設					☐
	(ふりがな)					
ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等				
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面					☐
	☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果					☐
	☐					☐
	☐					☐
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日		営 業 の 種 類		備考	
	1	板保生食ほ第 号 年 月 日				
	2	年 月 日				
	3	年 月 日				
	4	年 月 日				
備考						